

Title	平安・鎌倉時代の和歌と女性の仏道：救済を中心に
Author(s)	フィットレル, アーロン
Citation	大阪大学, 2016, 博士論文
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/59639">https://doi.org/10.18910/59639</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 論文内容の要旨

氏名 (フィットレル・アーロン)

論文題名 平安・鎌倉時代の和歌と女性の仏道—救済を中心に—

## 論文内容の要旨

博士論文では、平安・鎌倉時代の女性と仏教の問題を扱うが、その中でも新たな視点であるといえる、女性の仏教歌詠作の特質と、彼女たちの救済への願望における和歌の役割について考察する。この考察は、和歌作品に関して必ず検討すべき点である、表現と詠作の場と歌集（および家集）編纂と勅撰集への入集という観点から行う。

本論文において、女性を男性と区別して扱うのは、女性は仏教の中に差別され、その救済と極楽往生、成仏も特別に説かれていたからである。女性と仏教の問題に関しては、早くから研究がなされており、様々な視点から検討が行われてきたが、本論もその一つとして、今まで注目されなかった点からの考察を加える。

序章では、本論に扱う「救済」と「往生」と「成仏」といった仏教教理とその内実を定義して、女性と仏教に関して言及する主な経典と日本での教学を、先行研究を参考にして紹介し、平安・鎌倉時代におけるこの問題の扱い方の全体像を概観する。そのうえで、代表的な文学作品における言説を取り上げ、先行研究も踏まえて、その解釈に触れる。また、本研究の中心的なジャンルである和歌文学における仏教関係の和歌と、「釈教歌」・「仏教歌」という、それに関する熟語を整理する。

漢訳仏典において、女性は罪障が深く、僧侶の修行を妨げる存在とみなされ、本来成仏を認められていなかった。女人が男性よりも罪障深い存在であるという言説の代表的な例は、『涅槃経』巻第九などに見出せる。一方、諸経典において、女性の救済と極楽往生・成仏も説かれているが、その中で最も代表的なものは『法華経』提婆達多品である。ここに、女性の救済と極楽往生・成仏に関する教学や文学における言及の鍵語である「五障」と「変成男子」が見られる。他に、『法華経』薬王菩薩本事品と『転女成仏経』でも女人救済について説かれており、『無量寿経』の阿弥陀四十八願中の第三十五願も女人往生に関する誓願である。日本の文献では、仏教における女性差別は十世紀から確認できるが、教学上は11世紀成立の『安養抄』と『浄土厳飾鈔』をはじめ、平安中期、後期から論じられるようになる。文学においても、10世紀の和歌にはじめて女性の救済に関わる叙述が見られ、『源氏物語』でも女性達の仏道修行について描かれ、特に女三宮（匂兵部卿卷）と浮舟（手習・夢浮橋卷）の救済の問題がとりあげられている。『源氏物語』の他、平安時代の日記文学では『紫式部日記』と『更級日記』に作者の仏教に関する態度と救済の問題が扱われており、『浜松中納言物語』と『狭衣物語』といった後期王朝物語にも言及が見られる。院政期の『梁塵秘抄』所収の歌謡にも女性の救済と極楽往生・成仏を詠うものがあり、説話文学でも取り上げられている。鎌倉時代には、『平家物語』の、建礼門院などの女性登場人物の救済譚が代表的な例の一つである。序章の最後に、「釈教歌」と「仏教歌」の定義について確認するが、敢えて「釈教歌」と呼ぶものは、詠者の視点を起点として、詠者自身が意識して経典の内容や仏菩薩を、経典名、品名、経文題または仏菩薩の名前を題、あるいは詞書に明示して詠んだ和歌に限ることとする。それ以外の、主に日常生活や仏事の際詠まれている歌は「仏教関係の和歌」と呼ぶこととした。

第一章では、女性による仏教関係歌集の代表的な例である『発心和歌集』について検討する。

意識的に仏教経典を詩歌の素材とすることは、10世紀の勸学会に始まり、藤原道長主催の法華八講では、最初に法華経二十八品歌が詠まれており、平安中期以降、次第に盛行するようになった。釈教歌の草創からしばらくして、寛弘9年（1012）に最初の単行の釈教歌集である『発心和歌集』が成立した。この歌集は従来村上天皇皇女選子内親王の作と伝わってきたが、近時選子作者説への疑問が提示されるようになった。現時点では、『発心和歌集』の序文から確実に知られることは、作者は成立時にまだ出家していなかった女性であることのみである。

『発心和歌集』の漢文の序に見られる表現を平安時代の文献を確認すると、ほとんどが願文や表白や仏事関係の記録などのような、仏教関係の文章に用例を見出せる。この事情と『発心和歌集』序文の内容を考え合わせると、この歌集は和歌を仏事善業の手段としたものであり、作者の目的は純粹に仏法との結縁と積善であったことが明らかである。

同時代と後代の釈教歌と比較した結果として、『発心和歌集』の詠歌から、女性の仏教活動と和歌に関して重要な事

情、すなわち女性の釈教歌が先蹤性を示す二点が明らかになった。その二点とは、釈教歌に経文から離脱して詠者自身の感慨を述べる表現、特に悲歎的、疑念的な態度での詠作がなされることと、恋歌に仕立てた和歌によって仏菩薩・法との関係を述べることである。いずれも、後代の男性の釈教歌にも見られるが、前者は11世紀後半から男性の釈教歌にも散見されはじめ、後者は院政期以降の男性の釈教歌に見られるようになり、釈教歌の技法の一つとなる。なお、平安中期の釈教歌で経文から離脱した感慨表明が見られるのは、『発心和歌集』の他、赤染衛門の法華経二十八品歌と『成尋阿闍梨母集』の釈教歌のみで、長い間女性の釈教歌の特徴であったといつてよい。また、恋歌仕立ての釈教歌に仏菩薩・法との関係を表すという考え方が一般的になるのは院政期である。女性の釈教歌では、それに半世紀ほど先んじて出現するのだが、その背景として、『源氏物語』夢浮橋巻に見られる横川の僧都の浮舟宛の、彼女が薫のもとに戻ることを勧める消息も参考にして、女性が愛情深い存在であることと、その愛情によって男性の菩提を断つという、仏教における女性観があげられる。また、女性の恋歌における優位性もその理由の一つであると指摘できよう。

第二章では、平安中期の女性による釈教歌のもう一つの代表的な例である、赤染衛門の法華経二十八品歌の表現と詠作状況を中心に、平安中期から院政期まで、女性の釈教歌詠作の場とその変遷について検討する。

赤染衛門の法華経歌に関して、道長の仏事善業と関連するということが従来の通説であった。しかし、その表現と詠作態度を同時代の藤原公任、藤原長能、『発心和歌集』作者、道長等の法華経歌と比較することによって、その法華経歌は赤染衛門の私的な仏事善業として詠まれたものであることが指摘できる。その根拠は、当代の公的な仏事などに、または貴人の依頼に応じて詠まれた公任等や長能の歌に見られる風物表現という技法が、赤染の法華経歌には一切見られないこと、その一方で、私的な釈教歌詠作である『発心和歌集』と成尋阿闍梨母の釈教歌にしか見られない、経文から離脱して自己の信仰の不徹底さなどのような悲歎的述懐を詠み込む歌が見られることである。このように平安中期の釈教歌の詠作状況を整理すると、女性歌人はこの時期に私的な仏事善業として釈教歌を詠進していたことが指摘できる。女性歌人が男性歌人と共に釈教歌を詠進した最初の事例は久安6年(1150)成立の『久安百首』であり、仏事において、男性と席を並べて詠進した最初の人物として、『千載集』や『新古今集』に釈教歌詠作の実績が見られる式子内親王と二条院讃岐があげられる。また、院政期には釈教歌と他の仏教関係歌の勧進も行われ、女性による勧進の例も見られる。その中で、晩年に多くの仏教関係歌の詠作を当時の歌人たちに勧め、自分自身も詠進していた殷富門院大輔が目される。

第三章では、同じく女性歌人が男性歌人たちに先立って編んだ、仏教関係の歌からなる家集、また明確に作者自身の後世菩提のための功德善業という目的で編纂した歌集について考察するが、このような家集として、『発心和歌集』の他に11世紀後半または12世紀前半に成立したとされる『主殿集』がある。前半と後半にそれぞれ65首という定数の和歌を載録し、それぞれに序跋を付すという、意図的に自選された、厳選的な家集であるが、前半に載録された和歌に作者の恋愛関係を描く贈答などが最も多いことと、出家後の価値観と日常を描く後半にも、かつての恋愛関係との決別と懺悔を表白する歌が見られることから、出家遁世の第一の要因は、彼女の不如意な恋愛関係と恋愛関係に関わる罪障意識であったと考えられる。また、主殿の家集と『発心和歌集』を比較すると、内容と形式においていくつかの共通点が見られる。これらの共通点を参考にして、女性歌人によって編纂された釈教歌集、仏教歌集の特徴を窺うことができるとされる。その特徴として、作者の懺悔の表明があげられ、恋愛と恋歌は何らかの形で関わってきて、中心的な役割を果たしていることも明らかになったといえる。

第四章では、女性の救済と極楽往生・成仏を詠んだ和歌の、公的な歌集である勅撰集への入集状況について検討する。

平安時代から鎌倉前期までの主な私家集を調査すると、女性の極楽往生に関する歌は平安中期からしばしば見られることが確認できる。その中で、女人救済と極楽往生・成仏に関する文言である「変成男子」、『法華経』提婆達多品の龍女成仏、薬王品の女人救済に関する箇所や「五つの障り」などを詠んだもので、詠者の救済への信仰を表した例は『発心和歌集』に3首、『成尋阿闍梨母集』に1首、藤原定家の『拾遺愚草』に1首となっている。また、勅撰集への入集状況を検討すると、わずかに5首とはいえ、他の平安・鎌倉期の勅撰集と比べて、『新勅撰集』には顕著に女人救済に関する歌が撰入されていることが判明した。特に、救済と極楽往生を題材とする歌の割合がほぼ同じである『新古今集』と比較すると、その傾向がより明確になる。こうした事情の背景には『新勅撰集』の撰者藤原定家の晩年の態度が関わっているのではないかと考える。これを示唆する『明月記』の記事として、『新勅撰集』編纂時に近い寛喜2年(1230)4月22日と8月10日条に見られる、定家の連歌禅尼のための熱心な追善供養活動と、同8月15日の連歌禅尼に関する夢告、また、天福元年(1233)11月11日の故藻壁門院に関する夢告と、それに対する彼女らの極楽往生を期待する定家の感慨表明を提示することができる。

一方、定家の個人的な趣向の他、『新勅撰集』編纂時の仏教思想的、社会的背景も影響を与えたと思われる。これに

関して、定家にも強い影響を与え、女性の仏教活動や修行を格別に支援していた明恵上人の女人救済に対する態度と当時の変成男子説を取り上げた文献に触れ、当代の女人救済が主に変成男子説の枠内で考えられたことと、当時の社会からの女人救済の可能性を裏付けるものへの要求について確認する。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 ( フィットレル アーロン )	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 准教授 柴田芳成
	副 査 教授 加藤均
	副 査 准教授 薦清行
	副 査 文学研究科 教授 加藤洋介
	副 査 教授 五之治昌比呂
論文審査の結果の要旨	
<p>本論文は、平安時代から鎌倉時代の女性歌人による仏教歌の特徴について、その表現、内容、および詠作の場に注目して考察するものであり、和歌の分析を通じて、時期によるその変化を描き出すとともに、仏教関連和歌にみられる表現に関しては女性歌人の詠作が男性歌人に先行することを明らかにし、その理由・背景についても言及する。以下に、本論文の構成と内容について略述する。</p> <p>序章では先行研究および文学作品を参照して、平安・鎌倉時代の女性をめぐる仏教的な環境について整理し、本論文中の用語を確認する。第一章では女性作者による仏教和歌集の代表例ともいえる『発心和歌集』を検討する。その序文には同時代の願文に近似した表現がみられることから、本作品は文学的な志向をもつものではなく、仏法への結縁と積善を目的として編まれたことを明らかにする。また、個々の和歌の分析からは、本作品の特徴として、経文から離れて作者自身の感慨が表出される点、恋歌の表現を使用して仏法との結縁を詠み込む点が導き出される。これらの特徴は同時代の男性歌人の作品には見られないもので、これらの特徴が生み出された背景として、女性は公的な仏教行事に参加できる機会が少なかったことで、かえって私的な場で自身の思いを吐露できたこと、またそもそも恋歌においては女性歌人の方が多様な表現を使いこなしていたことなどが影響しているのではないかと想定する。第二章は、女性歌人の詠作の場を問題として、平安中期から院政期にかけての状況の変化を扱う。平安中期から後期については赤染衛門の法華經二十八品歌を中心に検討し、女性歌人の詠作は私的な営みとしてあったことを示す。院政期になると、勅撰集や百首歌の作例から、女性歌人が男性歌人と同じく公的な仏事の場で詠作していることが確認できるという。第三章ではさきの『発心和歌集』に『主殿集』を対置することで、女性歌人の仏教歌集には恋愛への懺悔の表明と、恋歌の形式を使用した表現によって仏道への希求が詠まれる傾向のあることがより鮮明になることが提示される。第四章では、勅撰集において女性の救済・極楽往生・成仏を詠んだ和歌の入集状況を検討する。稿者の調査から、『新勅撰集』には他の勅撰集に比べて女性の救済を詠む和歌の収録数がやや多いことがわかる。その理由として、撰者である藤原定家が同時期に周辺の女性たちへの追善供養などに積極的に関わっていた事実を確認するとともに、この時期の思潮として仏教側からの女性への働きかけがあったことを、明恵の活動を例にして示す。</p> <p>以上の通り、本論文は、平安から鎌倉時代にかけて、仏教と向き合った女性の立場を、劣位の存在として否定的に捉えるのではなく、和歌の実例、および和歌集の構成を丁寧な検討することによって、女性歌人が育んだ表現、および詠作内容が和歌文学史上にはたした意義を見出したものとなっている。なかでも女性歌人の用いた表現が男性歌人に先行する点を積極的に評価しようとする姿勢を示した、意欲的な論文となっている点は高く評価できる。先行研究にいう「釈教歌」と稿者の定義の間にややずれが認められたり、後述情報を考察途中にほのめかすために論点があいまいになってしまう箇所もあるが、全体として、資料の扱い方、論述の進め方は慎重、かつ適切に行われており、導かれる結論も首肯できる内容である。また今後の課題についても自覚的である。</p> <p>以上の審査により、論文審査委員会は本論文が博士の学位を授与するに妥当であると判断した。</p>	